

## 18 春闘回答に対する抗議と

### 20 条裁判の勝利に向けた特別決議

郵政ユニオンは、昨年9月14日の労契法20条東日本裁判で東京地裁、今年2月21日の西日本裁判の大阪地裁で5つの手当と休暇で勝利判決を勝ちとった。この勝利判決に基づき18春闘において20万人にも及ぶ非正規社員の処遇改善＝格差是正をかちとることを最大の要求課題としてたたかってきた。

郵政ユニオンの要求に対して、会社は「将来を見通した継続的な財源の確保」を理由に正社員の処遇を引き下げて、非正規社員の「処遇改善」を行うという提案を回答してきた。これは正社員との不合理な格差是正を求めた労契法20条を実質的に骨抜きにし、均等待遇の流れにもブレーキをかけ、“悪しき前例”として他企業にも悪影響を及ぼすものであり、有利な取扱いを受けている労働者の待遇を引き下げて対応することは許されないという「働き方改革」の本来の目的と趣旨にも逆行する。日本郵政、そして会社と一体となり不利益変更を受け入れた労働組合の社会的な責任は極めて重いものがある。

郵政ユニオンは、このような会社のやり方・手法を到底容認できない。これまで本社前集会、日本郵政株主総会での宣伝行動等で会社への強い抗議の意志を表明するとともに、春闘回答の提案に対して「撤回」を含めた要求書を提出し、均等待遇要求の実現をめざしたとりくみを継続している。

18春闘回答を見るならば、不合理な格差是正をめざす20条裁判の勝利がますます重要となっている。6月1日の最高裁判決で示された20条裁判における判断の枠組みは郵政の裁判にとってはまさに“追い風”になるものである。東日本裁判は8月2日に第4回控訴審（結審）が決まり、西日本裁判も7月25日に第1回控訴審が行われる。判決も近い。

第7回定期全国大会において、郵政ユニオンは20条裁判の勝利をめざし、組織の総力を結集して東西両控訴審裁判を全力でたたかい抜くことを決議する。

2018年7月7日  
郵政産業労働者ユニオン  
第7回定期全国大会